

(様式 3 公表の表紙)

つくば市文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例(案)の
パブリックコメント手続の実施について

平成 30 年 12 月
つくば市 市民部文化芸術課

案件名	つくば市文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例(案)
募集期間	平成30年12月25日～平成31年1月15日
担当課	市民部文化芸術課
問合せ	TEL029-883-1111 (内線)2561・2562

■ 意見募集の趣旨

「つくば市文化芸術振興基本条例」は、つくば市の文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与するため、平成16年に制定されました。制定当時から国の動向やつくば市の状況が変化しているため、これを踏まえ、「つくば市文化芸術基本条例」として一部改正を図るものです。つきましては、条例案を公表しますので、市民の皆さんの意見をお寄せください。

■ 資料

- ・つくば市文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例(案)の背景・経緯等
- ・つくば市文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例(案)
- ・つくば市文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

■ 提出方法

- 直接持参
 - ・文化芸術課(2階)
 - ・各窓口センター
 - ・各地域交流センター
 ※施設閉庁日を除く
- 郵便
 - 〒305-8555
 - つくば市研究学園一丁目1番地1
 - つくば市市民部文化芸術課
- ファクシミリ 029-868-7546
- 電子メール ctz030@city.tsukuba.lg.jp
- ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、「(様式3の3)パブリックコメント意見提出様式」やホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所(法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地)を明記の上、御意見を提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、つくば市文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例の最終決定を行います。
- ・ 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表いたします。個人情報等の取り扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報(つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報)については、公表しません。
- ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。
また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

- 公表時期 平成31年3月ごろを予定しています。
- 公表場所 市ホームページ、文化芸術課、
 情報コーナー(庁舎1階)、
 各窓口センター、各地域交流センター

つくば市文化芸術基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 基本計画（第6条）

第3章 文化芸術に関する施策の推進（第7条）

第4章 文化芸術審議会（第8条－第14条）

附則

つくば市は、万葉集にうたわれている名峰筑波山を仰ぐ緑豊かな田園地帯の中にあって、世界に誇る研究学園都市を有し、日本の伝統的生活文化を育みつつ、国際的学術文化都市として成長を続けている。このような中、私たちは、多様な文化芸術の恵沢を享受して暮らしてきた。

文化芸術は、人間の精神活動の根幹であり、まちの成熟度をあらわすものである。人々の豊かな創造力や感性、受容性を育むだけでなく、福祉、教育、観光、まちづくり、国際交流、産業その他の関連分野と連携することで相乗効果を生み出すことができる。

よって、ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念と方向性を明らかにし、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策の基本理念を定め、市の責務並びに文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者（文化芸術

団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、つくば市の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他市民の意見が広く反映されるよう十分配慮されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、つくば市の特性に応じた文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を促進する責務を有する。

(市民の関心及び理解)

第4条 市は、将来にわたって市民が文化芸術を創造し、享受し、及び発展させることができるよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体等の役割)

第5条 文化芸術団体及び事業者は、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実及び人材の育成に努め、文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を発展させ

る役割を担うものとする。

第2章 基本計画

第6条 市長は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2の規程に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術の推進の基本的方向
- (2) 文化芸術の推進に関する基本施策
- (3) その他文化芸術の推進に関し必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、つくば市文化芸術審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、基本計画の策定に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、広く市民の意見を求め、これを十分考慮した上で策定を行う仕組みの活用等を図るものとする。

5 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 文化芸術に関する施策の推進

第7条 市は、基本計画に基づき、文化芸術の推進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

第4章 つくば市文化芸術審議会

（審議会の設置）

第8条 文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議するため、つくば市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第9条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項について調査審議し、市長に答申する。

2 審議会は、文化芸術の推進に関する事項について調査審議し、必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第10条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

(委員)

第11条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 文化芸術に関し優れた識見を有する者

(2) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。